

# 国立大学法人岩手大学における職務発明に係る実施補償金の取扱細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人岩手大学職務発明規則(以下「規則」という。)第10条の規程に基づき、発明者に対する実施補償金の支払いについて必要な事項を定める。

(実施補償の額)

第2条 知的財産担当の理事・副学長(以下「担当副学長」という。)は、知的財産権の行使により得た当該年度分(4月1日から翌年3月31日まで)の収入から、当該発明に要した出願・維持経費、消費税、源泉税及び技術移転に際して外部の技術移転機関等の活用にあつた費用を控除した後の額(以下「控除後の収入額」という。)に応じ、以下の実施補償金を発明者に当該年度の翌年上期末までに年1回支払う。ただし、発明者への実施補償金の額が千円未満の場合は支払わないものとする。

$$\text{実施補償金} = \text{控除後の収入額} \times \frac{30}{100} \\ \text{(ただし、千円未満切り捨て)}$$

- 2 担当副学長は、前項で得た収入が複数の知的財産権の行使の結果によるものである場合には、関係者の意見を徴して当該複数の知的財産権の寄与度を決定し、それぞれの知的財産権の発明者に配分するものとする。
- 3 第1項において、発明者が振込先口座を本人の岩手大学給与振込口座以外の口座に送金を求めるときは、その都度職員等の発明者が指定する。ただしその際、当該口座への振込手数料が生じた場合には、控除後の収入額から控除されるものとする。

(実施状況通知)

第3条 担当副学長は、知的財産権の行使により収入があつた場合には、前条に基づき算定された支払うべき実施補償金額等(前条第1項のただし書きの場合を含む。)について当該知的財産権の発明者に通知するものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行し、平成20年3月31日までの収入に基づく実施補償金に適用する。